

平成二十年四月告示

文部科学省

平成十八年十一月十五日国会改正成立

## 新教育基本法（関連分のみ抜粋）

### 第1章 総則 第1条 教育課程編成の一般方針

（全文）  
我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的・文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義と希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

### 第2条（教育の目標）

5. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### 第5条（義務教育）

2. 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自律的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

### 第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

### 第16条（教育行政）

2. 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3. 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

### 3. 内容の取り扱い

（3）内容の「C 衣生活・住生活と自立」については次のとおり取り扱うものとする。  
ア. （1）のアについては、和服の基本的な着装を扱うこともできる。

（中学校技術家庭科家庭分野衣生活和装課題抜粋）